

令和2年3月25日		
所 属	尼崎市 公園維持課	尼崎市 スポーツ推進課
所属長	富田 聡一郎	荻田 昭憲
電 話	06-6489-6531	06-4950-0406

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかるスポーツ施設の休館期間の延長について

### 1 休館期間の延長について

令和2年3月6日（金）から令和2年3月25日（水）としている休館期間を、引き続き当面の間延長します。（国等の動向を注視し、休館期間については柔軟に対応することとします。）

なお、休館期間を当面の間延長することに伴い、施設利用の予約については、一旦令和2年3月31日分まで取り消すこととし、休館期間を延長する場合は、順次予約を取り消しします。

### 2 周知方法について

予約取消し対象者へは順次、（公財）尼崎市スポーツ振興事業団から代表者へ連絡し、ホームページでも周知を図ることとします。

### 3 対象施設等について

		専用利用	個人利用
記念公園	総合体育館	休 館	
	陸上競技場	利用可	利用不可
	補助陸上競技場	利用可	利用不可
	野球場	利用可	
	テニスコート	利用可	
社会体育施設	屋内プール	休 館	
	各地区体育館	休 館	

※ 陸上競技場及び補助陸上競技場は、個人利用を休止します。

※ 狭い室内での濃厚接触を避けるため、テニスコートに付属するクラブハウス、野球場及び陸上競技場内のシャワー室及び更衣室についても利用不可とします。

### 4 その他

記念公園については公園維持課、社会体育施設についてはスポーツ推進課にお問い合わせください。

以 上